【別紙１　校内指導体制及び関係機関】

　１　校長のリーダーシップのもと「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志を

　　　持ち、いじめを発見した教職員が問題を抱え込むことがないように、学校全体で組織的な取り組みを

　　　行う。

　２　いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「い

　　　じめ対応チーム」を設置する。

　３　「いじめ対応チーム」を中心として、教職員全体で情報共有、共通理解を図り、報告・連絡・相談を

　　　確実に行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

　４　生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した点検・評価を

　　　定期的に行う。

　　　　＜校内指導体制＞

**校長　　教頭　　生徒指導部長　　生徒指導副部長**

**保健部長　各学年主任　　代表科長　　養護教諭**

**(キャンパスカウンセラー)**

**学　年**

**保健部**

**生徒指導部**

**[校内組織]**

**保健部会**

**生徒指導部会**

**特別支援教育委員会**

**人権福祉教育推進委員会**

**第１学年**

**第２学年**

**第３学年**

**[保護者・地域との連携]**

　育友会

　学校評議員会

　兵庫警察署

　和田岬地区防災福祉コミュニティ

　校区内小学校・中学校

　スクールソーシャルワーカー等

　関係機関　　　　　　　　　　　等

　　　　　　　　【いじめ対応チーム】

※いじめ対応チームの会議は、原則として学期に１回以上行う。

　　　　　※いじめ問題が発生したときは、即座に「いじめ対応チーム」を招集する。